


〒 --

<ご連絡先> 関西電力株式会社

 0800-777-3081

受付時間:9時から18時(土・日・祝・年末年始を除く)

電話でお問い合わせの際は番号をよくお確かめの上、必ず「0800」からお掛けください。一部のIP電話からは、ご利用いただけません。その場合は、06-7506-9594(通話料有料)へおかけください。

再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく買取期間満了のお知らせ

平素は、弊社事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

現在、以下のご契約内容に基づき、発電された電気の買い取りを行っておりますが、再生可能エネルギー固定価格買取制度で定められた買取期間満了にともない、まもなくご契約が終了いたしますのでご案内申し上げます。

買取期間満了日 :

■ご契約情報 (本書作成日現在)

ご契約名義	
受電地点特定番号	
発電設備設置場所	
設備ID	
発電設備区分	
発電出力	
買取主体	一般送配電事業者としての関西電力
買取開始年月(※1)	

(※1)国が定める買取期間の起算年月であり、お客さまのご契約を開始した年月とは異なる場合がございます。詳細は裏面のよくあるご質問Q4をご参照ください。

■過去の買取電力量

《買取期間満了後の取扱いに関する重要なお知らせ》

- ✓ **買取期間満了後も発電された電気の買い取りを希望される場合は、買取期間満了日までに新たな買取先となる小売電気事業者(以下、「事業者」といいます。)**と買取契約の締結が必要となります。
- ✓ 買い取りを表明している事業者一覧は、資源エネルギー庁のホームページでご案内しております。手続き方法などについては、希望される事業者へお問合せください。また、買取契約のお申込の際は、ご契約情報と「現在の買取先が一般送配電事業者としての関西電力であること」を新たな買取先となる事業者へお伝えください。
- ✓ 発電された電気を電気自動車や蓄電池等と組み合わせて、自家消費として活用することも可能です。その場合であっても、余剰電力が発生する場合がありますので、事業者と契約の締結をお願いいたします。
- ✓ 買取期間満了以降、**いずれの事業者とも買取契約の締結がない場合**(いったん事業者と買取契約を締結された後、当該契約が終了し、無契約状態となった場合を含みます。)、低圧で系統連系されているお客さまについては、弊社との間で特例契約(※2)が締結されたものとみなします。当該契約に基づき、当面の間、発電は継続していただけますが、その際、弊社は発電された電気の**買い取り(料金のお支払い)はいたしかねます**ので、速やかに事業者と買取契約を締結いただきますよう、お願いいたします。

(※2) 電気設備や運転状況に変更がないことが前提となります。

(※2) 弊社が必要と判断した際は、電気が系統に供給されないようするための措置を講じていただく場合がございます。また、発電設備の状態等によっては、接続供給契約または電気需給契約の規定に基づき、発電設備を解列し、または発電設備を解列するために電気の使用を制限、もしくは中止する場合がございます。その際、従来どおりの発電が継続できなくなったことにより生じた損害につきましては、弊社は賠償の責を負いません。

(※2) 詳しい条件等については、弊社ホームページに公表しております「再生可能エネルギー発電設備にかかる特例契約要綱」をご参照ください。

<資源エネルギー庁Webサイト> 住宅用太陽光設備の買取期間満了に関する情報サイト「どうする?ソーラー」
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/solar-2019after/
 (またはインターネットで「どうする?ソーラー」で検索)

裏面もご覧ください

よくあるご質問

Q 1. 再生可能エネルギー固定価格買取制度とはどのようなものですか？

A 1. 法律(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法)に基づき、太陽光などの再生可能エネルギーで発電された電気を、国が定める価格で一定期間、電力会社が買い取ることを義務づける制度です。

住宅用太陽光発電については、買取期間が10年と定められています。2009年より電力会社による買い取りが開始されているため、2019年以降、順次、買取期間の満了をむかえることになります。

Q 2. 買取期間が満了した場合、契約を更新することはできますか？

A 2. いいえ、ご契約の更新はできません。引続き買い取りを希望される場合は、新たな買取先となる事業者と買取契約が必要です。

なお、買取期間満了以降、いずれの事業者とも買取契約の締結がない場合は、本来であれば、発電された電気が系統に供給されないよう解列していただく必要がありますが、国から一時的・例外的な「受け皿」として送配電事業者が引き受けるよう要請を受けていることから、低圧で系統連系されているお客さまに限り、弊社との間で特例契約(※)を締結したものとみなし、当面の間、発電を継続していただけます。しかしながら、その際、発電された電気の買い取り(料金のお支払い)はいたしかねますので、買取期間満了までに、事業者と買取契約を締結いただきますよう、お願いいたします。

また、買取契約のお手続きには一定の時間を要する可能性がありますので、早めのお手続きをお願いいたします。

(※)詳細な条件等につきましては、弊社ホームページに公表している「再生可能エネルギー発電設備にかかる特例契約要綱」をご参照ください。

Q 3. 買取期間満了以降、どの事業者が買い取ってくれますか？
(どのように新たな買取先を見つければいいですか？)

A 3. 買い取りを表明している事業者については、資源エネルギー庁のホームページに掲載されております。

新たな買取先は、お客さまが自由に選ぶことができますので、ご契約を希望される事業者にお問合せください。

<資源エネルギー庁Webサイト> 住宅用太陽光設備の買取期間満了に関する情報サイト「どうする?ソーラー」
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/solar-2019after/
(またはインターネットで「どうする?ソーラー」で検索)

<資源エネルギー庁問い合わせ窓口> 0570-057-333 (受付時間 9:00~18:00(土・日・祝日・年末年始を除く))

Q 4. 買取契約をしてからあまり期間が経っていないのに、契約期間満了のお知らせが届きましたが、なぜですか？
(お知らせに記載されている買取開始年月と実際の契約年月が違うのはなぜですか？)

A 4. 国が定める買取期間は、ご契約ごとではなく、発電設備に対して設定されています。

そのため、引越などに伴い買取契約を新たに締結した場合であっても、当該発電設備が既に固定価格買取制度に基づく買取契約を行っていた場合は、お客さまと買取契約を締結する前の期間も、国が定める買取期間に含まれ、計算されます。

<本ご案内に関するお問合せ先>

関西電力株式会社 0800-777-3081 (受付時間 9:00~18:00(土・日・祝・年末年始を除く))

一部のIP電話からは、ご利用いただけない場合がございます。その場合は、06-7506-9594(通話料有料)へおかけください。